

生食発 1220 第 7 号
3 輸国 第 3421 号
令和 3 年 12 月 20 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からタイ向けに輸出する牛肉及び豚肉については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 TH-A1「タイ向け輸出牛肉の取扱要綱」及び別紙 TH-A2「タイ向け輸出豚肉の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、タイ保健省の告示が新たに公布されたこと等を踏まえ、衛生証明書の様式の改正を行いましたので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。